

「人事院規則8—18(採用試験)の一部を改正する人事院規則案」及び「平成23年人事院公示第18号の一部を改正する人事院公示案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

番号	御意見の概要	人事院の考え方
1	<p>・拙速に「法務区分」を廃止するのではなく、その周知広報の在り方や受験生に対する配慮等を見直し、「選考採用」の詳細を明らかにした上で、「法務区分」の受験者数、採用者数等の増減について経過を観察しつつ、その存廃については数年後にあらためて検討するべきである。</p> <p>・仮に「法務区分」を廃止して「選考採用」を実施するとしても、各省庁が実施する「選考採用」の詳細をその実施前に明らかにすること、人事院が中心となって司法試験合格者の採用が増加するための措置を講じること、周知広報の在り方等を検討すること、実施後3年程度経過した後に再検討することが必要である。</p> <p>・法科大学院卒業生のうち司法試験に合格しなかった者についても、院卒者試験において一定の優遇的取扱いをすることを検討するべきである。</p>	<p>今回の改正は、司法試験の試験実施時期が変更されたことにより、司法試験合格年度に総合職試験(大卒程度試験)「法務区分」を受験することが困難となってきた状況を踏まえ、司法試験合格者をより柔軟に公務に誘致できるよう、「法務区分」の試験ではなく、選考採用による採用を可能とするための改正となります。</p> <p>今後、司法試験合格者の選考採用を実施するにあたっては、人事院による一括した募集や広報を行うなど、多くの司法試験合格者が参画しやすい仕組みとなるよう検討しており、採用予定府省や採用予定数についても選考採用の実施前に周知広報を行う予定です。</p> <p>引き続き、法科大学院卒業生も含め多様で有為な人材を確保するための方策について検討を進めてまいります。</p>
2	<p>本改正案に賛成するが、それに関連して1点意見を申し上げます。</p> <p>司法試験合格者を公務に誘致するにあたっては、司法試験・司法修習と官庁への採用活動を両立できるようにすることが望ましい。そのため、以下のいずれかの制度を設けることが可能か検討願いたい。</p> <p>・司法試験合格発表(11月)直後に、同試験合格者対象の官庁訪問(司法修習修了直後となる翌々年4月採用を前提)日程を設けること。</p> <p>・日程は現行のままとしつつも、司法修習中の者に関しては、平日の午後5時以降や土日に官庁訪問又は各官庁の採用担当者と接触をすることができるようにすること。</p>	<p>司法試験合格者をより公務に誘致することができるよう、今後、司法試験合格者の選考採用を実施するにあたっては、司法修習と採用活動を両立できるような対応を検討してまいります。</p>

※上記以外に、行政手続法に定める意見公募手続の対象外の事項に関する意見が1件ありました。